

## 令和3年経済センサス - 活動調査の製造業 に関する結果（長崎県の概要）について

令和3年経済センサス - 活動調査（製造業の概要）が、9月30日（金）に総務省・経済産業省より公表されました。

令和3年経済センサス 活動調査とは、

- ・目的：国全体の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにする。
- ・対象：農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業、外国公務に属する事業所及び国・地方公共団体の事業所等を除く全ての事業所
- ・調査期日：令和3年6月1日

注：令和3年活動調査では、個人経営を含まない集計値であることや、「国税庁法人番号公表サイト」情報から、従来の調査より幅広く事業所を捉えていることから、令和2年工業統計と単純に比較できないことに留意してください。

### 1. 事業所数及び従業者数（従業者4人以上の事業所）

区 分		令和2年工業統計 (R2.6.1 現在)	令和3年経済センサス (R3.6.1 現在)
全 国	事業所数	181,877	176,858
	従業者数	7,717,646 人	7,465,556 人
長崎県	事業所数	1,581	1,386
	従業者数	54,630 人	52,842 人

#### (1) 事業所数

- ・令和3年の事業所数は、1,386事業所。
- ・産業別の構成比は、1位が食料品製造業24.6%（341事業所）、2位が輸送用機械器具製造業12.4%（172事業所）、3位が窯業・土石製品製造業11.8%（163事業所）の順となっている。

#### (2) 従業者数

- ・令和3年の従業者数は、52,842人。
- ・産業別の構成比は、1位が食料品製造業23.7%（12,514人）、2位が輸送用機械器具製造業15.5%（8,192人）、3位がはん用機械器具製造業9.9%（5,239人）の順になっている。

## 2. 製造品出荷額等及び付加価値額（従業者4人以上の事業所）

区 分		令和2年工業統計 (令和元年分)	令和3年経済センサス (令和2年分)
全 国	製造品出荷額等	322兆5,334億円	302兆33億円
	付加価値額	100兆2,348億円	96兆8,255億円
長崎県	製造品出荷額等	1兆7,192億円	1兆6,229億円
	付加価値額	6,661億円	5,697億円

### (1) 製造品出荷額等

- ・令和2年の製造品出荷額等は、1兆6,229億円。
- ・産業別の構成比は、1位が輸送用機械器具製造業20.3%(3,301億7,000万円)、2位がはん用機械器具製造業18.7%(3,031億4,000万円)、3位が電子部品・デバイス・電子回路製造業18.4%(2,981億7,100万円)の順になっている。

### (2) 付加価値額

- ・令和2年の付加価値額は、5,697億円。
- ・産業別の構成比は、1位が電子部品・デバイス・電子回路製造業32.3%(1,841億4,900万円)、2位が食料品製造業16.7%(949億300万円)、3位が輸送用機械器具製造業12.5%(709億6,500万円)の順になっている。

## 3. 今後の公表予定

- ・総務省・経済産業省にて品目別・市町別等の詳細版を令和4年12月に公表予定です。

図1

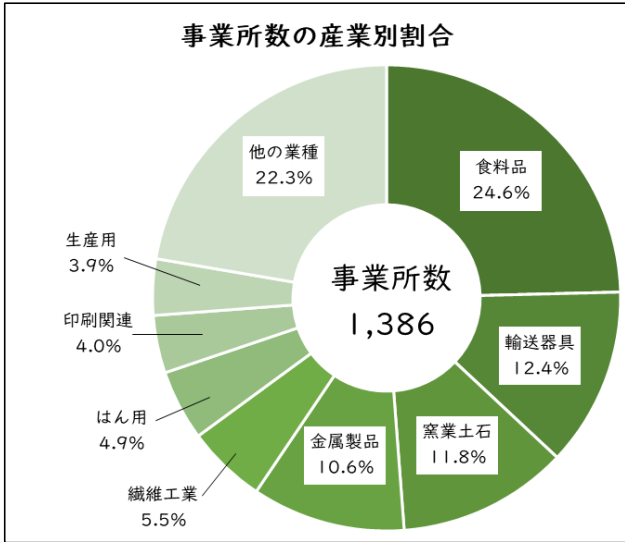


図2

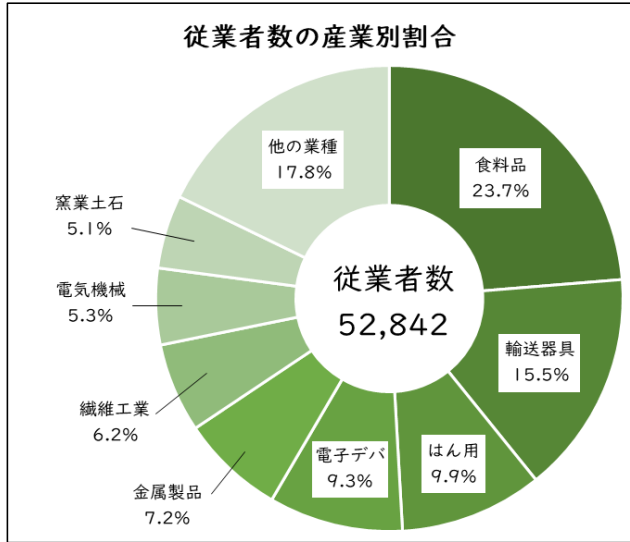


図3

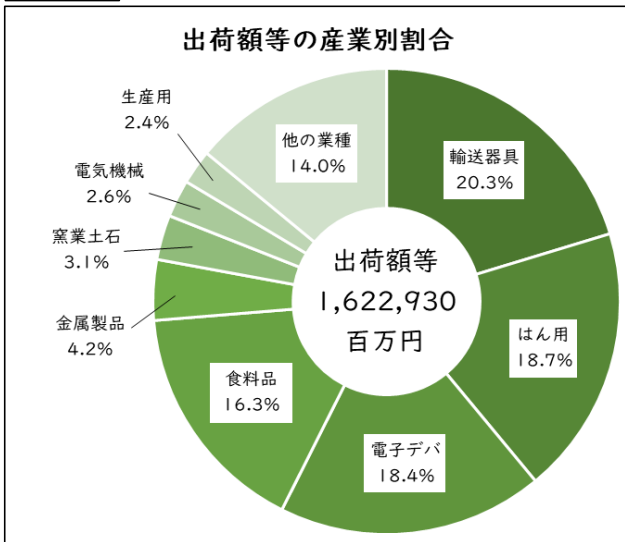
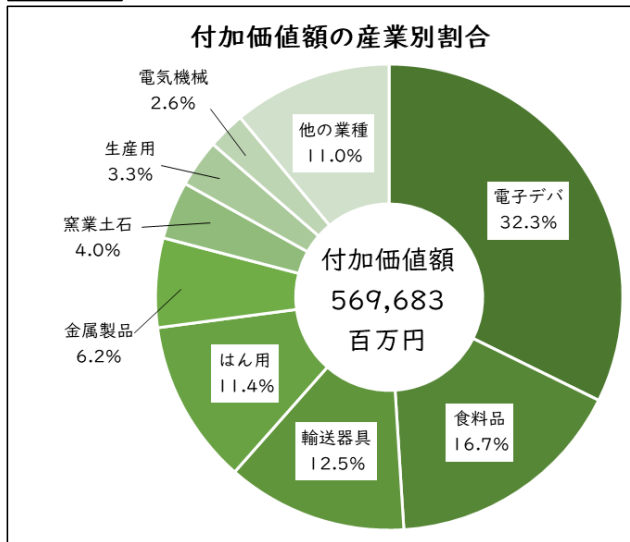
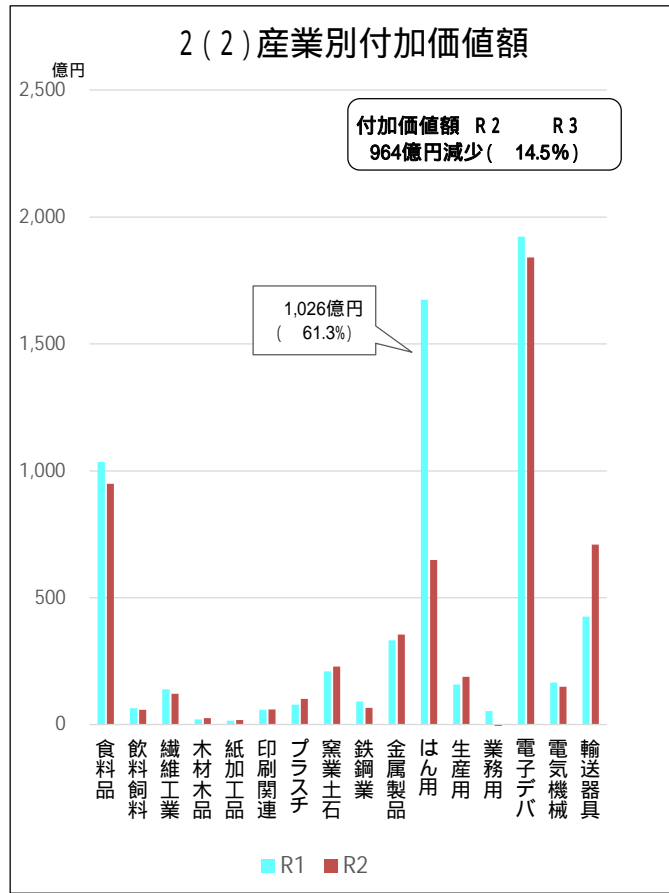
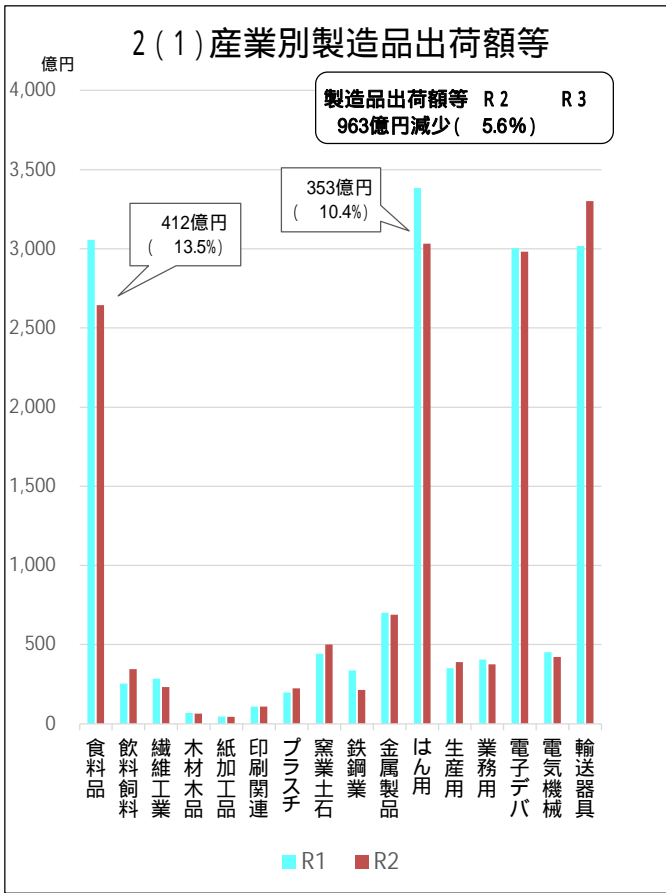
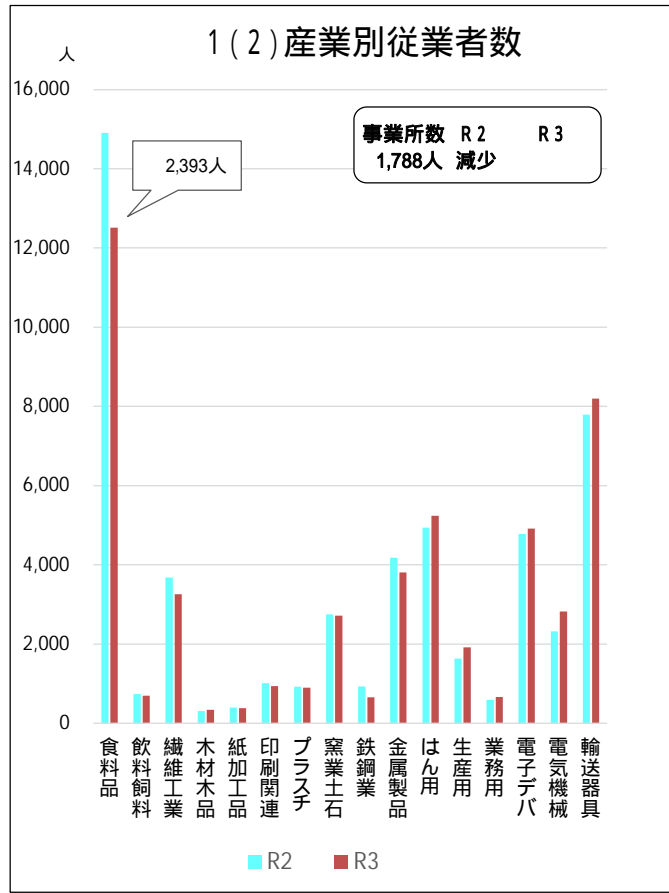
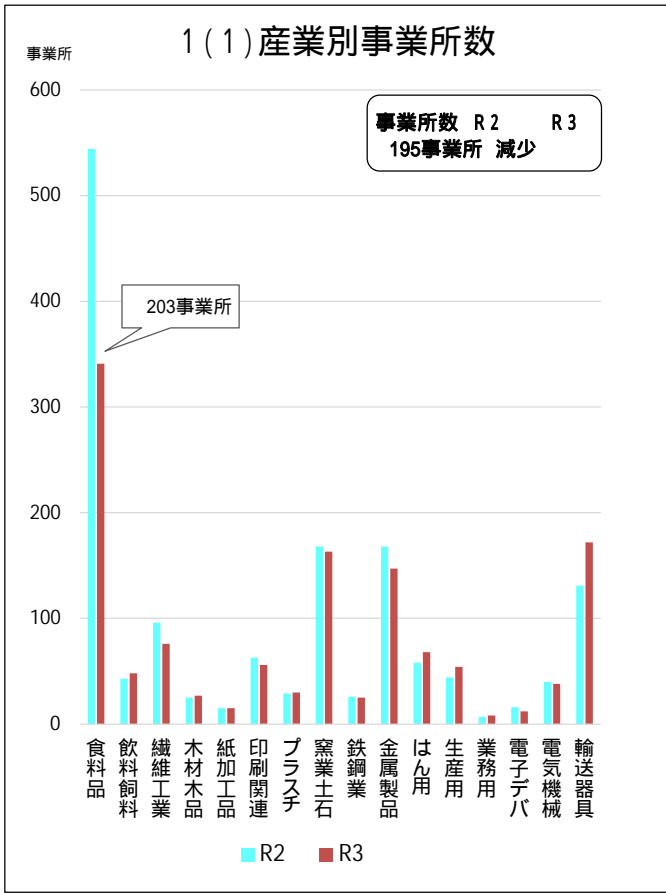


図4



注:令和3年活動調査では、個人経営を含まない集計値であることや、「国税庁法人番号公表サイト」情報から、従来の調査より幅広く事業所を捉えていることから、令和2年工業統計調査と単純に比較できない。時系列比較を行う際は、十分に留意してください。



注:令和3年活動調査では、個人経営を含まない集計値であることや、「国税庁法人番号公表サイト」情報から、従来の調査より幅広に事業所を捉えていることから、令和2年工業統計調査と単純に比較できない。時系列比較を行う際は、十分に留意してください。

## 利用上の注意

この概要は、総務省及び経済産業省から令和4年9月30日に公表された「令和3年経済センサス 活動調査 産業別集計（製造業・概要版）」のうち、本県分について独自に集計したものである。

1. 今回の公表は製造業について「令和3年経済センサス 活動調査」（以下「3年活動調査」という。）の調査結果のうち、以下の全てに該当する製造事業所（以下「事業所」という。）について集計したものである。
  - ・個人経営を除く事業所であること
  - ・従業者4人以上の事業所であること
  - ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
  - ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること
2. 総務省及び経済産業省が令和4年5月31日に公表した「令和3年経済センサス 活動調査(速報)」(以下「速報結果」という。)の製造業の結果とは異なっている。また、今回の公表は確報結果である点にも注意が必要である。
3. 3年活動調査においては、個人経営を含まない集計結果であることから、令和2年工業統計と単純比較ができないことに留意されたい。また、平成28年活動調査においては、事業所数、従業者数については、調査対象のうち、個人経営調査票による調査分を含んだ集計結果であるのに対し、製造品出荷額等、付加価値額は、これらの調査分を含まない集計結果である。
4. 従業者数、付加価値額の項目は、工業統計の集計における定義に合わせた形で再集計している（詳細は「用語の解説」を参照）。なお、速報結果の純付加価値額は企業等に関する集計であるため、事業所に関する集計結果である今回の結果とは異なっている。
5. 製造品出荷額等の経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

<ガイドライン>  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000777097.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf)
6. 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入した。

統計表中、「-」は該当数値なし、「0」は四捨五入による単位未満、「」は数値がマイナスであることを示している。

「X」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が

3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」とした。更に令和2年が秘匿する必要のない箇所であっても、増減比較をする対象年次が秘匿であった場合、増減率を「X」とした。

7．従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上）」の区分に変更を行った。

このため、雇用者の内訳については、時系列比較を行うことはできない。

<ガイドライン>

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000777099.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000777099.pdf)

8．調査対象事業所は、「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行った。

このため、従来の調査よりも幅広く事業所を捉えており、単純に比較ができない。集計結果の時系列比較を行う際は、十分に留意が必要である。

9．時系列比較に用いた工業統計については、以下の点に留意されたい。

(1) 平成29年に、調査日を6月1日（従前は12月31日）に変更したため、事業所数、従業者数については同年6月1日現在の数値、経理事項（現金給与総額、製造品出荷額等、付加価値額）は調査時点の前年の1月～12月の1年間の実績である。

(2) 工業統計については、国に属する事業所以外の全ての事業所を調査対象として集計しているが、活動調査においては、上記3.のとおり、個人経営を除く事業所を調査対象として集計し、接続しない年があることに留意が必要である。

(3) 活動調査における「在庫額」については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に従って税込み補正処理の対象外になっており、3年活動調査でもガイドラインを踏襲している。一方、工業統計では、連続性の観点から、「在庫額」について従前より他の記入項目同様に税込み補正処理をしている。

なお、従来の調査結果は、当時の消費税率であり、現行の税率（10%）と異なることから、時系列比較を行う際は十分な留意が必要である。

10. 表、グラフなどで用いる産業名の略称は以下のとおり。

産業中分類名	略称	産業中分類名	略称
09 食料品製造業	食料品	21 窯業・土石製品製造業	窯業土石
10 飲料・たばこ・飼料製造業	飲料飼料	22 鉄鋼業	鉄鋼業
11 繊維工業	繊維工業	23 非鉄金属製造業	非鉄金属
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	木材木品	24 金属製品製造業	金属製品
13 家具・装備品製造業	家具装備	25 はん用機械器具製造業	はん用
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	紙加工品	26 生産用機械器具製造業	生産用
15 印刷・同関連業	印刷関連	27 業務用機械器具製造業	業務用
16 化学工業	化学工業	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子デバ
17 石油製品・石炭製品製造業	石油製品	29 電気機械器具製造業	電気機械
18 プラスチック製品製造業	プラスチ	30 情報通信機械器具製造業	情報通信
19 ゴム製品製造業	ゴム製品	31 輸送用機械器具製造業	輸送器具
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革	32 その他の製造業	その他

## 令和3年経済センサス 活動調査の概要

### 1. 調査の目的

令和3年経済センサス 活動調査は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的とする。

### 2. 調査日

令和3年6月1日

### 3. 調査対象

#### (1) 甲調査

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所、国及び地方公共団体の事業所を除く事業所

ア 大分類 A - 「農業，林業」に属する個人経営の事業所

イ 大分類 B - 「漁業」に属する個人経営の事業所

ウ 大分類 N - 「生活関連サービス業，娯楽業」のうち、小分類 792 - 「家事サービス業」に属する事業所

エ 大分類 R - 「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類 96 - 「外国公務」に属する事業所

#### (2) 乙調査

国及び地方公共団体の事業所

### 4. 調査方法

#### (1) 甲調査

##### ア 調査員調査

原則、都道府県知事が任命した調査員が調査員調査対象の事業所に調査票を配布し、インターネットによる回答又は調査員が調査票を回収する方法により行う。

ただし、新型コロナウイルス感染症への対応の観点から、調査員回収の代替として郵送回収を導入した市町村においては、インターネットによる回答又は郵送で市町村が直接回収する方法で行う。

##### イ 直轄調査

独立行政法人統計センター及び国が一括して契約する民間事業者が調査票の配布・回収を行い、本社一括回答する際の報告者である本所事業所、特定の単独事業所及び外国の会社の事業所がインターネットによる回答又は郵送で回答する方法により行う。

#### (2) 乙調査

国の事業所にあつては総務省が、都道府県の事業所にあつては都道府県が、市町村の事業所にあつては市町村が電子メールにより「調査票（乙）」を事業所ごとに配布する。調査への回答は、オンライン（政府共通ネットワーク又はLGWAN）により行う。

### 5. 調査事項

事業所・企業名称及び電話番号，所在地，経営組織，従業者数，主な事業の内容，資本金等の額及び外国資本比率，売上（収入）金額，費用総額及び費用項目，事業別売上（収入）金額など



## 用語の解説

### 1. 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。  
一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。  
従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

### 2. 従業者

調査日（活動調査：令和3年6月1日、平成28年6月1日、平成24年2月1日、工業統計：平成29年以降は調査年6月1日、平成26年以前は調査年12月31日）現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、当該事業所から他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、有期雇用人（1か月未満、日々雇用）は含めない。一方、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）は従業者に含まれる。

### 3. 事業所の産業分類

調査期間（活動調査：調査の前年1年間、工業統計：平成29年以降は調査の前年1年間、平成26年以前は調査年1年間）における事業所の売上額、収入額又は出荷額等により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類している。なお、「産業別集計（製造業概要）」においては、中分類に基づき分類している。

### 4. 集計項目

3年活動調査においては、個人経営調査票による調査分を含まない。平成28年活動調査においては、及びについては、個人経営調査票による調査分を含み、からについては、当該調査分を含まない。

事業所数

従業者数（上記2. 従業者参照）

現金給与総額

人件費（退職金を含む）及び人材派遣会社への支払額

原材料使用額等

= 原材料使用額 + 燃料使用額 + 電力使用額 + 委託生産費  
+ 製造等に関連する外注費 + 転売した商品の仕入額

製造品出荷額等

= 製造品出荷額 + 加工賃収入額 + 製造工程から出たくず及び廃物の出荷額  
+ 製造業以外の収入額

付加価値額

= 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額)  
+ (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額)  
- (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税(\*1) + 推計消費税額(\*2))  
- 原材料使用額等 - 減価償却額

粗付加価値額

= 製造品出荷額等 - (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税(\*1))  
+ 推計消費税額(\*2) - 原材料使用額等

有形固定資産投資総額

= 土地の取得額 + 有形固定資産(土地を除く)の取得額 + 建設仮勘定の年間増減

\*1:平成29年工業統計より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものである。

\*2:推計消費税額は平成13年工業統計より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。